

証券コード 7245
2020年6月8日

株 主 各 位

名古屋市中区栄二丁目3番1号
名古屋広小路ビルディング13階

大同メタル工業株式会社

代表取締役会長 判 治 誠 吾

第112回定時株主総会招集ご通知

拝 啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第112回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

近時、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、政府や都道府県知事から外出自粛が強く要請される事態に至っております。この事態を受け、慎重に検討いたしました結果、本株主総会につきましては、適切な感染防止策を実施させていただいた上で、開催させていただくことといたしました。

株主の皆様におかれましては、外出自粛が強く要請されている状況にも鑑み、感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、極力、書面又はインターネット等により事前の議決権行使をいただきますようお願い申しあげます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、2020年6月25日（木曜日）午後5時までには議決権を行使くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年6月26日（金曜日）午前10時
2. 場 所 名古屋市中区丸の内二丁目4番2号
名古屋銀行協会 5階大ホール
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、本年はお土産の配布及び飲料のご提供は行いません。何卒、ご理解いただきますようお願い申しあげます。

3. 株主総会の目的事項

報 告 事 項

1. 第112期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第112期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役8名選任の件
- 第3号議案 補欠監査役1名選任の件
- 第4号議案 役員賞与支給の件

4. 議決権の行使についてのご案内

(1) 書面による議決権の行使の場合

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2020年6月25日（木曜日）午後5時までに到着するようご返送ください。

(2) インターネット等による議決権の行使の場合

インターネット等により議決権を行使される場合には、5頁の【インターネット等による議決権行使のご案内】をご高覧のうえ、当社指定の議決権行使ウェブサイト (<https://www.web54.net>) にアクセスしていただき、画面の案内に従って、2020年6月25日（木曜日）午後5時までに行使してください。

以上

- ◎ 株主総会当日までの新型コロナウイルス感染症拡大の状況や政府等の発表内容等により上記対応等を更新する場合がございます。インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.daidometal.com/jp/>) より、発信情報をご確認くださいませよう、併せてお願い申し上げます。
- ◎ 本株主総会にご出席される株主様は、株主総会開催日時点の感染状況や当日までのご健康状態に留意のうえ、マスク着用等の感染予防にご配慮いただき、ご来場賜りますようお願い申し上げます。本株主総会会場においては、アルコール消毒液の噴霧やマスクの着用、体温チェック等の感染拡大防止のための措置へのご協力をお願い申し上げます。
- ◎ 本総会においては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため開催時間を短縮する観点から、議場における報告事項（監査報告を含みます。）及び議案の詳細な説明は省略させていただきます。株主の皆様におかれましては、事前に本招集ご通知にお目通しいただけますようお願い申し上げます。
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 代理人により議決権を行使される場合は、当社の議決権を有する他の株主様1名に委任することができます。この場合は、代理権を証明する書面をご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 当日の受付開始時間は午前9時を予定いたしております。

- ◎ 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類の連結株主資本等変動計算書、連結注記表及び計算書類の株主資本等変動計算書、個別注記表につきましては、法令及び定款第16条の規定に基づきインターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の添付書類に記載しております連結計算書類及び計算書類は、会計監査人及び監査役が会計監査報告及び監査役会監査報告の作成に際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。
- ◎ 事業報告、連結計算書類、計算書類及び株主総会参考書類に修正すべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.daidometal.com/jp/>) において、修正後の事項を掲載させていただきます。
- ◎ 当日は軽装（クールビズ）にて実施させていただきますので、ご了承いただきますようお願い申し上げます。

議決権行使のご案内

株主総会会場における「三密」を避け感染拡大を防止する観点から、本株主総会へのご出席に代えて、極力、書面又はインターネット等にて議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

書面による議決権行使



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただきご送付ください。

行使期限 ▶ 2020年6月25日(木曜日)午後5時必着

インターネット等による議決権行使



後記(5頁)のインターネット等による議決権行使のご案内をご高覧のうえ、画面の案内に従って、賛否をご入力ください。

行使期限 ▶ 2020年6月25日(木曜日)午後5時まで

株主総会へのご出席による議決権行使

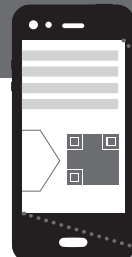


当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知をご持参いただくとともに同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

開催日時 ▶ 2020年6月26日(金曜日)午前10時

- ※ 議決権行使書面により議決権を行使され、かつ、インターネット等においても議決権を行使され、議決権行使が重複した場合は、インターネット等により議決権行使したものを有効とさせていただきます。
- ※ インターネット等によって、複数回の議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

スマートフォンでの議決権行使は「スマート行使」をご利用ください



同封の議決権行使書用紙右下に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」及び「パスワード」が入力不要でアクセスできます。

(QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。)

※こちらでは1回に限り議決権を行使できます。
詳しくは同封の案内チラシをご覧ください

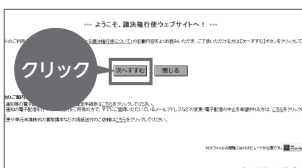


インターネット等による議決権行使のご案内

議決権をインターネット等により行使される場合は、つぎの事項をご了承のうえ、議決権行使ウェブサイトへアクセスいただき、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」と「パスワード」を入力して、画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力いただき、行使していただきますようお願い申し上げます。

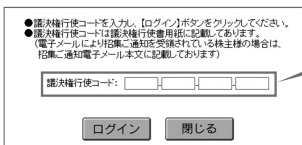
1 議決権行使ウェブサイトへアクセス

議決権行使ウェブサイトURL <https://www.web54.net>



「次へすすむ」をクリックしてください。

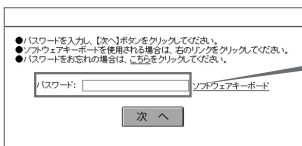
2 ログイン



議決権行使コード

お手元の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」を入力し、「ログイン」をクリックしてください。

3 パスワードの入力



ログインID
パスワード

お手元の議決権行使書用紙に記載された「パスワード」を入力し、「次へ」をクリックしてください。

パスワードのお取り扱い

- パスワードは、議決権を行使される方が株主様ご本人であることを確認する手段です。
- パスワードのお電話によるご照会にはお答えいたしかねます。
- パスワードは、一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。

システムのご利用に関するご注意事項

- 議決権行使ウェブサイトをご利用いただくためのプロバイダへの接続及び通信料金
 - ・事業者への通信料金は、株主様のご負担となります。

議決権行使ウェブサイトのご利用に関するお問い合わせ

三井住友信託銀行株式会社
証券代行ウェブサポート
専用ダイヤル

 0120-652-031
(午前9時～午後9時)

以降は画面の指示に従って賛否をご入力ください。

議決権電子行使プラットフォームについて

機関投資家の皆様は、株式会社 ICJ が運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただけます。

(添付書類)

事業報告

(2019年4月1日から2020年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

① 経済状況

当連結会計年度における世界経済は、米中貿易摩擦の影響や英国のEU離脱、中東地域における地政学的リスクの顕在化の影響等を受け、年度前半は、特に中国や欧州において輸出が不振となって生産が低迷したことにより景気の減速感が一層強まりました。年度後半になると、米中間の対立が幾分和らいだことで、世界経済の先行きに対する楽観的な見方が広がりましたが、2020年に入り、新型コロナウイルス感染症拡大の問題が顕在化したことで急速に悪化しました。

わが国経済においては、世界経済の減速に伴う設備投資の減少が目立ち、景気の下振れが懸念される状況が続いたものの、当連結会計年度前半は、個人消費等の堅調な内需に支えられて緩やかな持ち直しが見られました。しかしその後、消費税率の引き上げや大型台風による自然災害の影響等により内需が落ち込む中、2020年に入ると新型コロナウイルス感染症の拡大の問題が打撃となり、景気は年度末にかけて急速に悪化いたしました。

② 業界動向

当社グループの主要産業分野である自動車業界につきましては、国内新車販売台数(2019年度)は、4年連続で500万台を超えたものの、前年度比4.2%減の約503万台となりました。また、世界最大の市場である中国の新車販売台数(2019年暦年)も、前年比8.2%減の約2,576万台強となり、米中貿易摩擦のあおりで市場が低迷し、2年連続のマイナスとなりました。さらに米国の新車販売台数(同)につきましても、約1,705万台と前年比1.3%のマイナスとなりました。このように米中貿易摩擦の影響等による自動車販売の落ち込みから、2019年の世界新車販売台数は約9,027万台と前年比約4.4%の減少と低調な結果となりましたが、2020年は新型コロナウイルス感染症拡大による影響の本格化により極めて厳しい状況となることが見込まれます。

非自動車分野における造船業界につきましては、2019年の世界の新造船受注量は環境規制強化によって新造船への更新が控えられた影響もあり、前年比17.7%減の4,149万総トン、日本における2019年度末時点の輸出船手持工事量につきましても1,740万総トン(前年度末比30.9%減)と減少したものの、世界の新造船竣工量は6,614万総トン(同14.4%増)となり4年ぶりに増加に転じました。しかし、世界の船腹過剰状況は解消に至っておらず、本格的な新造船需要回復の軌道へと進むにはしばらく時間がかかるものと

思われます。

一方、建設機械業界につきましては、2019年度の内需は環境規制に伴う駆け込み需要の反動減から回復し、建設機械出荷額は1兆200億円（前年度比2.8%増）となり、2年連続の増加となりました。一方、外需は、北米、欧州、アジアの三大輸出先を中心に海外需要が低迷して、1兆4,810億円（同18.4%減）と3年ぶりの減少となり、その結果、国内外の需要も、2兆5,010億円（同10.9%減）となりました。

さらに、当社関連の一般産業分野につきましては、内需は主要産業の設備投資が一巡したに加え、米中貿易摩擦の影響で設備投資が抑制され、外需においても中国のみならず、北米・欧州の主要地域で受注が減少し、総じて低調な推移となりました。

③ グループ業績概況

このような市場環境下、当連結会計年度における当社グループ全体の業績につきましては、売上高は1,001億59百万円となり、前年同期に比べて75億58百万円（△7.0%）の減収となりました。

利益面につきましては、非自動車用軸受のセグメントにおいて海外の新規顧客の取り込み等もあって前年同期比約20%の増益効果がありました。一方、自動車用エンジン軸受及び自動車用エンジン以外軸受のセグメントにおいては、世界的な景気減速の影響を受けてマイナスとなりました。また、自動車用軸受以外部品のセグメントにおいても、当社の連結子会社である株式会社飯野製作所の国内外拠点の集約・再編費用及びタイにおけるアルミダイカスト製品向け新会社の稼働に向けた初期費用等が発生した結果、営業利益は41億68百万円と、前年同期に比べて30億93百万円（△42.6%）の減益となり、経常利益は36億60百万円と同29億70百万円（△44.8%）の減益となりました。また、親会社株主に帰属する当期純利益は、固定資産売却益として39億9百万円を計上したものの、当社の連結子会社であるエヌデーシー株式会社の固定資産の減損損失を計上したことにより、その影響額は△9億76百万円となり、これらの結果、27億40百万円と同13億95百万円（△33.7%）の減益となりました。

なお、当連結会計年度におきまして当社の英国の連結子会社である大同メタルヨーロッパI.T.D.の過年度の会計処理に一部誤謬があり、貸倒引当金の計上など、過年度の誤謬の訂正を行いました。当該誤謬の訂正による累積的影響額は、当連結会計年度の期首の純資産の帳簿価額に反映されており、その影響額は総額で△12億36百万円となります。

株主の皆様には多大なご迷惑とご心配をお掛けしましたことを深くお詫び申し上げますとともに、当社は、今回の誤謬の発生を真摯に受け止めた上で再発防止策を着実に実施し、また、当社グループ企業の内部管理体制の改善を図っておりますことをご報告申し上げます（なお、事業報告における各表示金額の記載にあたりましては、かかる訂正後のものを用いております。）。

④ セグメント別概況

セグメントごとの売上高は次のとおりです。

なお、セグメント間の内部売上高又は振替高は、セグメントの売上高に含めておりません。

ア. 自動車用エンジン軸受

国内の2019年度の新車販売台数は、前年度比4.2%減少し、海外も、中国が約8.2%の減少、中国以外のアジア諸国全体も約7.4%減少となり、欧米においてはほぼ横ばいとなりました。

そのような状況下、当社グループの国内での売上高は前年同期に比べ約10.5%の減少となり、海外についても一部新規開拓があったものの同約2.8%の減少となりました。

これらの結果、セグメント売上高は609億82百万円（前年同期比5.9%減）、セグメント利益は72億85百万円（同13.7%減）となりました。

イ. 自動車用エンジン以外軸受

世界的な自動車市場の需要減少の影響を受け、売上高は155億15百万円（前年同期比8.7%減）、セグメント利益は25億50百万円（同23.3%減）となりました。

ウ. 非自動車用軸受

・ 船舶分野

国内外の受注量においては総じて回復基調が続き、低速・中速ディーゼル用エンジン軸受の需要が底堅く推移しました。特に海外向けの低速ディーゼル用エンジン軸受については、海外の新規顧客の取り込みでシェア拡大にも寄与し、売上高も増加となりました。

・ 建設機械分野

国内は底堅い需要があるものの、海外は中国、米国、東南アジア等の需要が低迷し、売上高は減少となりました。

- ・一般産業分野におけるエネルギー分野

エネルギー市場における化石燃料の発電市場全般については、CO2削減の観点から厳しい環境が続いているものの、高効率型の火力発電向けのガスタービンや蒸気タービン用軸受の受注増があり、売上高は増加となりました。

これらの結果、船舶分野及び一般産業分野におけるエネルギー分野の売上増が寄与し、売上高は106億83百万円（前年同期比7.7%増）、セグメント利益は16億32百万円（同19.9%増）となりました。

エ. 自動車用軸受以外部品

- ・アルミダイカスト製品

世界的な自動車生産の落ち込みによる受注の減少から、売上高は前年度に比べ減少しました。また、タイの既存工場の合理化による継続的な利益創出の努力により収益改善効果がみられたものの、タイの新会社（DMキャスティングテクノロジー（タイ）CO., LTD.）の稼働に向けた初期費用の増加により減益となりました。

- ・曲げパイプ、ノックピン、NC切削品などの部品

海外は底堅い需要で推移しましたが、売上高は、国内需要の落ち込みにより前年度に比べて減少し、また、生産合理化に向けた国内外の生産拠点の集約及び再編による一時的な費用の増加等もあり、減益となりました。

これらの結果、売上高は137億58百万円（前年同期比15.2%減）、セグメント損失は8億12百万円となり、前年同期のセグメント利益2億17百万円から10億30百万円の減少となりました。

オ. その他

米中貿易摩擦による景気後退への懸念から、工作機械・各種産業機械をはじめとした全般的な設備投資や建設機械等の需要の減速等を受け、電気二重層キャパシタ用電極シート、金属系無潤滑軸受事業及びポンプ関連製品事業に不動産賃貸事業等を加えた当セグメントの売上高は24億41百万円（前年同期比11.3%減）、セグメント利益は5億28百万円（同24.6%減）となりました。

(事業別売上高)

事業別	売上高 (百万円)	
	2018年度 第111期	2019年度 第112期 (当連結会計年度)
自動車用エンジン軸受	64,835	60,982
自動車用エンジン以外軸受	16,985	15,515
非自動車用軸受	9,919	10,683
自動車用軸受以外部品	16,219	13,758
その他	2,753	2,441
セグメント間の内部売上高又は振替高の消去(△)	△2,995	△3,221
合計	107,718	100,159

(注) セグメントごとの売上高については、外部顧客への売上高に加えて、セグメント間の内部売上高又は振替高を含めたものを記載しております。

(2) 資金調達等についての状況

① 資金調達の状況

当連結会計年度において、金融機関からの借入による資金調達や株式又は社債の発行による資金調達で重要なものはありません。

② 設備投資の状況

当社グループは 2018年度よりスタートした中期経営計画「Raise Up "Daido Spirit" ~Ambitious, Innovative, Challenging~」（“大同スピリット”を更なる高みに引き上げ、大きな飛躍を果たす～高い志、改革する意欲、挑戦する心～）におきまして、次の投資計画を掲げております。

- ・ 既存事業の競争力維持のために、年平均100億円程度の投資を継続する
- ・ 自動車用エンジン軸受関連の投資は、市場の縮小が急速に進む可能性に備え、計画期間後半の設備投資については慎重に対処する
- ・ 研究開発、新規事業、M&A（企業結合）等については積極投資。自己資本比率35%を目線に財務の健全性を確保しつつ、必要なファイナンスを行う

2019年度における年間の設備投資総額は、108億57百万円となり、前年度実績比35億83百万円の増加となりました。

主な設備投資の内容は以下のとおりですが、これらのうち、アルミダイカスト製品、曲げパイプ、ノックピン、NC切削品などから構成されるセグメントである「自動車用軸受以外部品」への設備投資額は、2020年2月に稼働を開始しておりますDMキャストリングテクノロジー（タイ）CO., LTD.の新工場建設に係る投資もあり、36億25百万円(前年度実績比16億39百万円の増加)となりました。

(当連結会計年度における主な設備投資の内容)

- ・ DMキャストリングテクノロジー（タイ）CO., LTD.での新工場建設
- ・ 大同プレーンベアリング(株)における工場用地（従来は岐阜県土地開発公社からの賃借により使用していた土地）の取得
- ・ 自動車用軸受以外部品の国内生産拠点の集約・再編にかかる投資及びタイにおける生産性向上投資
- ・ 国内及び海外生産拠点での自動車用エンジン軸受の生産能力増強及び生産合理化投資等
- ・ 情報システム関連投資 など

(3) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分 \ 年 度	2016年度 第109期	2017年度 第110期	2018年度 第111期	2019年度 第112期 (当連結会計年度)
売 上 高 (百万円)	85,073	106,648	107,718	100,159
営 業 利 益 (百万円)	4,700	6,628	7,262	4,168
経 常 利 益 (百万円)	5,023	6,826	6,630	3,660
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	2,212	3,590	4,135	2,740
1株当たり当期純利益(円)	55.56	90.16	93.72	58.22
純 資 産 (百万円)	51,915	57,147	65,253	64,168
総 資 産 (百万円)	154,330	160,065	161,881	159,539

② 当社の財産及び損益の状況

区 分 \ 年 度	2016年度 第109期	2017年度 第110期	2018年度 第111期	2019年度 第112期 (当事業年度)
売 上 高 (百万円)	63,345	66,413	67,732	62,860
営 業 利 益 (百万円)	2,708	1,859	2,789	1,432
経 常 利 益 (百万円)	4,513	3,484	4,026	2,653
当期純利益又は当期純損失(△) (百万円)	△564	2,166	3,365	3,905
1株当たり当期純利益又は当期純損失(△)(円)	△14.17	54.40	76.25	82.97
純 資 産 (百万円)	40,720	41,783	50,374	51,162
総 資 産 (百万円)	102,843	104,596	106,465	105,178

- (注) 1. 過年度決算に関して会計処理の誤謬が判明したため、2016年度(第109期)～2018年度(第111期)につきましては、当該誤謬を訂正した後の金額を記載しております。
2. 2019年度(第112期)の期首より、作業くず売却収入の計上区分の変更を行っており、2018年度(第111期)の企業集団の財産及び損益の状況および当社の財産及び損益の状況については、遡及修正後の金額によっております。
3. 1株当たり当期純利益又は当期純損失については、当期純利益又は当期純損失を期中平均株式数(自己株式のほか、役員及び執行役員向け株式交付信託並びに大同メタル従業員持株会専用信託に関する各当社株式を除いています。)で除して算出しております。

(4) 会社の経営の基本方針

当社グループは、経営方針として、「企業理念」、「行動憲章」、「行動基準」、「行動指針」及び「環境基本方針」を掲げ、事業活動を通して社会に貢献してまいります。また、技術立社として、トライボロジー（摩擦・摩耗・潤滑技術）の領域から、産業技術、環境保全技術の発展に向け積極的に取り組み、企業としての社会的責任を果たしていく所存であります。

2018年度から2023年度までの6カ年の中期経営計画として、「Raise Up "Daido Spirit" ~Ambitious, Innovative, Challenging~」（“大同スピリット”を更なる高みに引き上げ、大きな飛躍を果たす～高い志、改革する意欲、挑戦する心～）をスタートしております。環境変化が激しく、予測が難しい状況下ではあるものの、大同メタルグループの進化のスピードを上げて、揺るぎない体制を創りあげてまいります。

(5) 対処すべき課題

前述のとおり、当連結会計年度におきまして当社の英国の連結子会社である大同メタルヨーロッパLTD.の過年度の会計処理に一部誤謬があり、貸倒引当金の計上など、過年度の誤謬の訂正を行いました。株主の皆様にご迷惑とご心配をお掛けしましたことを重ねてお詫び申し上げます。

当社は、社内調査の結果、このような会計処理の誤謬が発生した原因については、人的リソースが不足して経理担当者の業務量が過大となったことに加え、大同メタルヨーロッパLTD.の内部管理体制の運用に不備があったこと等が主な原因と捉えております。

当社といたしましては、かかる社内調査の結果を踏まえて、今回の誤謬の発生を真摯に受け止めた上で再発防止策を着実に実施し、また、当社グループ企業の内部管理体制の改善を図っております（これまでに実施した再発防止策の状況等については、「7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」をご参照ください）。

株主の皆様には、今後とも一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

当社グループにおける喫緊の課題といたしましては、新型コロナウイルス感染症の拡大が国内外の経済に打撃を与えており、当社グループを取り巻く各産業分野においても先行きの不透明感が増し、2020年度（第113期）の当社の事業活動・経営成績にも大きな影響を与えることが懸念されております。感染拡大による自動車メーカー等の生産台数の落ち込みに対応するため、当社グループにおいても各国において工場の一時的休業を含む生産数量の調整等を行っておりますが、売上への影響を最小限に抑えられるように努めてまいります。

当社グループは、新型コロナウイルス感染症の拡大等による事業環境の変化やリスクの顕在化のおそれについて注視しつつ、柔軟かつ迅速に対処することで、2018年度からスタートした中期経営計画（2018年度から2023年度まで）の目標達成を目指し、今後も取り組んでまいります。

当社は、中期経営計画において、経営の重要な軸として次の四本の柱を位置付けておりますが、2019年度の主な実績及び取り組み状況は以下のとおりです。

第1の柱：既存事業の磨き上げ	"真のトライボロジーリーダーへ"
第2の柱：新規事業の創出・育成	"新たな事業の柱を築く"
第3の柱：強固な基盤の確立	"システム、財務基盤など経営基盤の整備"
第4の柱：組織・コミュニケーションの活性化	"外部環境に適応した柔軟で活力ある組織づくり"

<第1の柱：既存事業の磨き上げ>

① 自動車用エンジン軸受、自動車用エンジン以外軸受

既存事業におけるマーケットシェア(2019暦年、当社推定)につきましても、2018年に引き続き自動車エンジン用半割軸受において世界トップシェア(33.0%)を達成いたしました。今後、トラックエンジン用メタルの拡販やガソリンエンジン用メタルの新規開拓により更なるシェア拡大を目指してまいります。

自動車用エンジン以外軸受につきましても、市場のニーズに対応した新製品・新用途の拡販を進めてまいります。

② 非自動車用軸受

船用低速ディーゼルエンジン用軸受のマーケットシェア(2019暦年、当社推定)につきましても、2018年に引き続き世界トップシェア(55.0%)を達成いたしました。特に海外向けの低速ディーゼル用エンジン軸受については、海外の新規顧客を取り込むことができたためシェア拡大にも寄与しました。今後、更に競争力を高めていくために、生産性向上の取り組みを進め、低速ディーゼルエンジン用軸受のみならず中高速ディーゼルエンジン用メタルの更なるシェア拡大を目指してまいります。

また、一般産業分野におけるエネルギー分野においては、高効率型の火力発電向けのガスタービンや蒸気タービン用軸受の拡販を進めてまいります。

③ 自動車用軸受以外部品

アルミダイカスト製品については、タイでは、主に電動化自動車用アルミダイカスト製品を生産する新子会社であるDMキャスティングテクノロジー(タイ)CO., LTD.の稼働が2020年2月より始まっております。2020年夏には本格的な量産化の開始を予定しており、今後、電動化自動車市場でのプレゼンスを一層高めてまいります。

曲げパイプ、ノックピン、NC切削品などの部品については、生産合理化に向けた国内外の生産拠点の集約及び再編を行い生産の合理化を進めました。今後は、当社のグループ会社との事業シナジーを高めながら、収益改善に取り組んでまいります。

<第2の柱：新規事業の創出・育成>

新規事業（既存事業における新用途開拓を含みます。）につきましては、国内では、吸音材であるカルム（アルミニウム粉末を独自の方法で焼結した多孔質板）が、その吸音効果の高さから、2021年に開催予定の東京オリンピックの水泳会場であるアクアティクスセンターに採用されました。今後引き続き、確かな品質を軸に様々な視点から市場を広げ、売上拡大を推進してまいります。

欧州・中国では、海上・陸上の風力発電ニーズが高く、風力発電用軸受の需要増加が見込まれることから、当該製品を製造するTMB S（ターボマシナリーベアリングシステム）事業の体制強化に向け、2019年4月に第2カンパニーTMB S事業部を独立させて第5カンパニーを新たに設置し、その推進に注力しております。

新規事業創出に向けた社内の体制づくりとしましては、2018年10月に実績・経験のある既存事業に捉われずに新製品の開発に対応するため、技術ユニット内に未来創造室を設置し、様々な新領域研究の企画、基礎実験に取り組んでおります。

<第3の柱：強固な基盤の確立>

当社は、経営基盤の強化を図るため、財務体質の改善に取り組んでおります。その一環として、自己資本比率の改善に取り組んでおり、2017年度末時点においては30.3%でしたが、公募による新株式発行等により2018年度末時点では35.0%に、2019年度末時点では35.1%と改善しております。また、経営資源の有効活用・資産の効率的活用の観点から、かつて本社兼名古屋工場として使用していた土地を譲渡し、当連結会計年度において39億9百万円を固定資産売却益として計上いたしました。今後最適な活用方法を検討してまいります。

さらに、大同メタルヨーロッパLTD.における売掛金の滞留問題の再発防止策の一環として、2020年4月にコンプライアンスセンターを設置しました。これにより内部統制機能と、ガバナンス機能を統合し、当社グループの内部管理体制の強化を図っております。

<第4の柱：組織・コミュニケーションの活性化>

当社は、これまでも、ワークスタイル改革として、総労働時間短縮に向けた取り組みを実施してまいりましたが、2020年3月2日付で経済産業省と日本健康会議が選定する「健康経営優良法人（大規模法人部門）」に認定されました。「健康経営優良法人制度」とは、地域の健康課題に即した取り組みや日本健康会議が進める健康増進の取り組みをもとに、特に優良な健康経営を実践している大企業や中小企業等の法人を顕彰する制度です。

当社グループでは、こころとからだの両面での健康づくりにより前向きなコミュニケーションが職場で生まれ、業務においてもよい効果を生むと考えているため、従業員の心身の健康増進を重要な経営課題の一つと捉え、今後もさらに、多様な人材がその個性と能力を十分に発揮し活躍できる職場づくりの実現と環境の整備を推進してまいります。

※文中における将来に関する事項につきましては、当連結会計年度末現在において当社グループが判断した一定の前提に基づいたものであります。これらの記載は実際の結果とは異なる可能性があり、その達成を保証するものではありません。

(6) 主要な事業内容

主要な事業部門	事業内容
自動車用エンジン軸受	自動車（乗用車・トラック・レーシングカー）エンジン用軸受、二輪エンジン用軸受、エンジン補機（ターボチャージャー・バルンサー機構）用軸受など
自動車用エンジン以外軸受	自動車部品（トランスミッション、ショックアブソーバー、空調用コンプレッサー、ステアリング、インジェクションポンプ等）用軸受など
非自動車用軸受	低速（2サイクル）ディーゼルエンジン用軸受、中高速（4サイクル）ディーゼルエンジン用軸受、発電（水力・火力・風力）用特殊軸受、産業用（コンプレッサー・増減速機等）特殊軸受など
自動車用品 軸受以外部品	自動車用エンジンやトランスミッション周辺の高精度・高品質部品（曲げパイプ、ノックピン、NC切削品等）、自動車用アルミダイカスト製品など
その他	電気二重層キャパシタ用電極シート事業、金属系無潤滑軸受事業、ポンプ関連製品事業、不動産賃貸事業など

(7) 企業集団の主要拠点及び従業員の状況

① 企業集団の主要拠点

ア. 当社

本社	本店（名古屋市中区）、東京本社（東京都品川区）
国内販売拠点	東京支店（東京都品川区）、名古屋支店（愛知県犬山市）、大阪支店（大阪市淀川区）、浜松営業所（浜松市中区）、広島営業所（広島市南区）、九州営業所（長崎県長崎市）、北関東営業所（埼玉県熊谷市）
国内生産拠点	犬山事業所（バイメタル製造所、犬山工場、前原工場）、TMB S（ターボマシナリーベアリングシステム）工場、その他（愛知県犬山市）、岐阜工場（岐阜県郡上市）

イ. 子会社

国内販売拠点	大同メタル販売(株)（愛知県犬山市）、エヌデーシー販売(株)（千葉県習志野市）
海外販売拠点	DMS コリア CO., LTD.（韓国）、広州原同貿易有限公司（中国）、大同メタル U.S.A. INC.（米国）、大同メタルメキシコ販売 S.A. DE C.V.（メキシコ）、中原大同 股份有限公司（台湾）、PT. 飯野インドネシア（インドネシア）、ISS アメリカ INC.（米国）、大同メタルヨーロッパ GmbH（ドイツ）、大同メタルヨーロッパ LTD.（イギリス）
国内生産拠点	エヌデーシー(株)習志野工場（千葉県習志野市）、エヌデーシー(株)神崎工場（千葉県香取郡）、大同ブレーンベアリング(株)（岐阜県関市）、大同インダストリアルベアリング ジャパン(株)（愛知県犬山市）、大同メタル佐賀(株)（佐賀県武雄市）、(株)飯野製作所矢板工場（栃木県矢板市）、(株)飯野製作所田島工場（福島県南会津郡）
海外生産拠点	ダイナメタル CO., LTD.（タイ）、同晟金属(株)（韓国）、PT.大同メタルインドネシア（インドネシア）、大同精密金属（蘇州）有限公司（中国）、大同メタルメキシコ S.A. DE C.V.（メキシコ）、大同インダストリアルベアリングヨーロッパ LTD.（イギリス）、大同メタルコントロール AD（モンテネグロ）、大同メタルチェコ s.r.o.（チェコ）、大同メタルロシア LLC（ロシア）、韓国ドライベアリング(株)（韓国）、飯野（佛山） 科技有限公司（中国）、フィリピン飯野 CORPORATION（フィリピン）、ISS メキシコ マニファクチュアリング S.A. DE C.V.（メキシコ）、ATA キャスティングテクノロジー CO., LTD.（タイ）、DM キャスティングテクノロジー（タイ） CO., LTD.（タイ）
国内のその他拠点	大同ロジテック(株)（愛知県犬山市）、(株)アジアケルメット製作所（東京都大田区）、(株)飯野ホールディング（東京都品川区）、ATA キャスティングテクノロジー ジャパン(株)（東京都品川区）
海外のその他拠点	スーパーカブファイナンシャル CORPORATION（フィリピン）

② 従業員の状況

ア. 連結会社の従業員 (2020年3月31日現在)

従業員数(名)		前期末比増減(名)	
国内	2,536	減	46
海外	4,380	増	75
合計	6,916	増	29

(注) 1. 上記のほか、臨時従業員(計498名)を雇用しております。なお、臨時従業員は年間平均雇用人員(1日8時間換算)であります。

2. 臨時従業員には、パートタイマー、嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いております。

イ. 当社の従業員

(2020年3月31日現在)

従業員数(名)	前期末比増減(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)
1,323	増 27	38.7	14.9

(注) 1. 上記のほか、臨時従業員(計147名)を雇用しております。なお、臨時従業員は年間平均雇用人員(1日8時間換算)であります。

2. 臨時従業員には、パートタイマー、嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いております。

(8) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社等の状況

(2020年3月31日現在)

名称	資本金 又は出資金	議決権の 所有割合	主要な事業の内容	摘要
(連結子会社) 大同ロジック(株)	45百万円	100.0%	物流業、保険代理店業	
大同メタル販売(株)	100百万円	100.0%	軸受等の販売	
大同プレーンベアリング(株)	300百万円	100.0%	軸受・治具等の製造	
エヌデーシー(株)	1,575百万円	58.8%	軸受・カルム・バイメタル(軸受材料)の製造	
エヌデーシー販売(株)	90百万円	100.0% (100.0%)	軸受・カルムの販売、保険代理店業	注2
大同インダストリアルベアリングジャパン(株)	80百万円	100.0%	軸受の製造	

名 称	資本金 又は出資金	議決権の 所有割合	主要な事業の内容	摘要
(株)アジアケルメット製作所	55百万円	100.0%	不動産賃貸等	
大同メタル佐賀(株)	100百万円	100.0%	バイメタル(軸受材料)の製造	
(株)飯野ホールディング	96百万円	100.0%	持株会社	
(株)飯野製作所	96百万円	100.0% (100.0%)	自動車・オートバイ、汎用機用 各種部品の製造・販売	注2
ATAキャスティングテクノロジージャパン(株)	10百万円	100.0%	自動車用アルミダイカスト製品 の設計・開発・販売	
大同精密金属(蘇州)有限公司	115,714千人民元	90.2% (16.2%)	軸受の製造・販売	注2
飯野(佛山)科技有限公司	7,796千人民元	100.0% (100.0%)	自動車・オートバイ、汎用機用 各種部品の製造・販売	注2
中原大同股份有限公司	120百万新台幣元	50.0%	軸受の販売	注1
同晟金属(株)	6,120百万 韓国ウォン	50.0%	軸受の製造・販売	注1
ダイナメタルCO.,LTD.	200百万 タイバーツ	50.0%	軸受の製造・販売	注1
ATAキャスティングテクノロジーCO.,LTD.	355百万 タイバーツ	100.0% (99.9%)	自動車用アルミダイカスト製品 の製造・販売	注2
DMキャスティングテクノロジー(タイ)CO.,LTD.	500百万 タイバーツ	99.9%	自動車用アルミダイカスト製品 の製造	
PT.大同メタルインドネシア	13,748百万 インドネシアルピア	50.0%	軸受の製造・販売	注1
PT.飯野インドネシア	2,845百万 インドネシアルピア	99.0% (99.0%)	自動車・オートバイ、汎用機用 各種部品の販売	注2
フィリピン飯野 CORPORATION	1,393百万円	99.9% (99.9%)	自動車・オートバイ、汎用機用 各種部品の製造・販売	注2
スーパーカブファイナンシャル CORPORATION	60百万 フィリピンペソ	59.9% (59.9%)	販売金融	注2
大同メタル U.S.A.INC.	40,900千米ドル	100.0%	軸受の製造・販売	
ISS アメリカ INC.	650千米ドル	100.0% (100.0%)	自動車・オートバイ、汎用機用 各種部品の販売	注2
大同メタルメキシコ S.A.DE C.V.	283,328千 メキシコペソ	100.0% (0.0%)	軸受の製造	注2
大同メタルメキシコ販売S.A.DE C.V.	2,644千 メキシコペソ	100.0% (0.0%)	軸受の販売	注2

名 称	資 本 金 又は出資金	議決権の 所有割合	主要な事業の内容	摘要
ISS メキシコマフチュアリングSADE C.V.	22,400千 メキシコペソ	100.0% (100.0%)	自動車・オートバイ、汎用機用 各種部品の製造・販売	注2
大同インダストリアルベアリングヨーロッパTD.	13,500千英ポンド	100.0%	軸受の製造	
大同メタルヨーロッパLTD.	3,613千英ポンド	100.0%	軸受の販売	
大同メタルコントロールAD	26,535千ユーロ	99.6%	軸受の製造・販売	
大同メタルヨーロッパGmbH	500千ユーロ	100.0%	軸受の販売	
大同メタルチェコスロバキアs.r.o.	50百万 チェココルナ	100.0%	軸受の製造	
大同メタルロシアLLC	430百万 ロシアルーブル	99.8%	軸受の製造・販売	
(持分法適用非連結子会社) 韓国ドライバアリング(株)	3,100百万 韓国ウォン	50.0% (50.0%)	軸受の製造・販売	注1,2
(持分法適用関連会社) BBL大同プライベートLTD.	280百万 インドルピー	50.0%	軸受の製造・販売	
シッポウ・アサヒモールズ(タイ)CO.,LTD.	205百万 タイバーツ	40.6% (40.6%)	ダイカスト用金型の製造・販売	注2
NPRオブヨーロッパGmbH	2,500千ユーロ	30.0%	自動車関連製品の販売等	

- (注) 1. 議決権の所有割合は、100分の50以下であります。実質的に支配しているため子会社としております。
2. 議決権の所有割合の()内は、間接所有割合であります。

- ③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況
該当事項はありません。

(9) 主要な借入先及び借入額

(2020年3月31日現在)

借 入 先	借 入 金 残 高 (百万円)
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	19,103
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	9,854
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	4,192
株 式 会 社 愛 知 銀 行	2,938
株 式 会 社 日 本 政 策 投 資 銀 行	2,901

(10) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 80,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 47,520,253株 (自己株式数633株を含む)
 (3) 当事業年度末の株主数 12,284名 (前事業年度比4,173名増)
 (4) 大株主 (上位 10 名)

株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	2,012	4.23
三井住友信託銀行株式会社	1,978	4.16
株式会社みずほ銀行	1,977	4.16
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	1,831	3.85
株式会社三菱UFJ銀行	1,822	3.83
大同メタル友栄会持株会	1,472	3.10
東京海上日動火災保険株式会社	1,107	2.33
大同メタル従業員持株会	1,032	2.17
ザ セリ ワタナ インダストリー カンパニー リミテッド 703000	1,000	2.10
野村信託銀行株式会社 (大同メタル従業員持株会専用信託口)	917	1.93

(注) 持株比率は自己株式 (633株) を控除して計算しております。なお、当該自己株式には、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口) が保有する当社株式432千株 (役員及び執行役員向け株式交付信託に関するもの) 並びに野村信託銀行株式会社 (大同メタル従業員持株会専用信託口) が保有する当社株式917千株 (大同メタル従業員持株会専用信託に関するもの) は含めておりません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況

(2020年3月31日現在)

地 位	氏 名			担当・管掌及び重要な兼職の状況
代表取締役会長 兼最高経営責任者	判治 誠吾			一般社団法人日本自動車部品工業会 本部理事
代表取締役社長 兼最高執行責任者	樫山 恒太郎			管掌：監査センター、秘書室、バイメタル製造所
取 締 役 兼専務執行役員	佐々木 利行			業務改革・ICTユニット長 兼 業務改革推進室長 兼 犬山事業所長 管掌：環境安全センター
取 締 役 兼専務執行役員	井川 雅樹			人事企画ユニット長 管掌：購買センター、第4カンパニー
取 締 役 兼常務執行役員	三代 元之			経営・財務企画ユニット長
取 締 役 兼常務執行役員	佐藤 善昭			第1カンパニープレジデント
取 締 役	武井 敏一	社外	独立	金融広報中央委員会 会長
取 締 役	星長 清隆	社外	独立	学校法人藤田学園 理事長
常 勤 監 査 役	玉谷 昌明			—
監 査 役	田辺 邦子	社外	女性	田辺総合法律事務所 弁護士 パートナー
監 査 役	松田 和雄	社外	独立	住友ベークライト(株) 社外取締役

- (注) 1. 取締役 武井敏一氏及び星長清隆氏は社外取締役であります。また、当社は両氏を、(株)東京証券取引所及び(株)名古屋証券取引所がそれぞれ定める独立役員として、同各取引所に届け出ております。
2. 監査役 田辺邦子氏及び松田和雄氏は、社外監査役であります。
また、当社は松田和雄氏を、(株)東京証券取引所及び(株)名古屋証券取引所がそれぞれ定める独立役員として、同各取引所に届け出ております。
3. 取締役 武井敏一氏は、長年に亘り日本銀行の業務執行及び統括管理を務めるなど、国際業務に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 取締役 星長清隆氏は、大学教授を務められた後、病院院長及び大学学長を歴任されるなど、組織運営に関する相当程度の知見を有するものであります。

5. 監査役 田辺邦子氏は、弁護士の資格を有しており、法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 監査役 松田和雄氏は、長年に亘り金融機関、事業会社の取締役及び監査役を歴任するなど財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
7. 当事業年度中の取締役の担当及び管掌の異動の状況

異動年月日	氏名	新	旧
2019年7月1日	井川 雅樹	人事企画ユニット長 管掌：購買センター、第2カンパニー、第4カンパニー	人事企画ユニット長 管掌：購買センター、第2カンパニー、第3カンパニー、第4カンパニー
2019年10月1日	佐々木 利行	業務改革・ICTユニット長 兼 業務改革推進室長 兼 犬山事業所長 管掌：環境安全センター	業務改革・ICTユニット長 兼 業務改革推進室長 兼 犬山事業所長
2019年11月1日	井川 雅樹	人事企画ユニット長 管掌：購買センター、第4カンパニー	人事企画ユニット長 管掌：購買センター、第2カンパニー、第4カンパニー

8. 当事業年度中の監査役の重要な兼職の異動の状況

異動年月日	氏名	新	旧
2019年6月19日	田辺 邦子	田辺総合法律事務所 弁護士 パートナー	田辺総合法律事務所 弁護士 パートナー KDDI(株) 社外取締役

9. 2020年4月1日以後の取締役の担当及び管掌の異動の状況

異動年月日	氏名	新	旧
2020年4月1日	檜山 恒太郎	管掌：監査センター、秘書室	管掌：監査センター、秘書室、バイメタル製造所
2020年4月1日	井川 雅樹	人事企画ユニット長 管掌：購買センター、品質企画室、第4カンパニー、コンプライアンスセンター	人事企画ユニット長 管掌：購買センター、第4カンパニー
2020年4月1日	佐藤 善昭	第1カンパニープレジデント 管掌：バイメタル製造所	第1カンパニープレジデント

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、2015年6月26日開催の第107回定時株主総会で定款を変更し、取締役（業務執行取締役等を除く）及び監査役の責任限定契約に関する規定を設けております。当該定款の規定に基づき、当社が社外取締役武井敏一、社外取締役星長清隆、監査役玉谷昌明、社外監査役田辺邦子、社外監査役松田和雄の各氏と締結した責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。

- ・各氏が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、各氏はそれぞれ法令の定める額（会社法第425条第1項に定める最低責任限度額）を限度として、その責任を負う。
- ・上記の責任限定が認められるのは、各氏に会社法第423条第1項の責任につき善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	人 数	月 額 報 酬		賞与（連結業績連動報酬）	株式報酬	報酬等の額合計
		固定報酬	連結業績連動報酬			
取 締 役 (社外取締役)	8名 (2名)	204百万円 (24百万円)	83百万円 (一百万円)	105百万円 (一百万円)	16百万円 (一百万円)	410百万円 (24百万円)
監 査 役 (社外監査役)	3名 (2名)	41百万円 (26百万円)	一百万円 (一百万円)	一百万円 (一百万円)	一百万円 (一百万円)	41百万円 (26百万円)

- (注) 1. 上記のほか、使用人兼務取締役に対する使用人分給与は58百万円であります。
2. 役員賞与は、2020年6月26日開催の第112回定時株主総会に上程させていただく第4号議案が原案どおり承認可決されることを条件として支払う予定額であります。
3. 2006年6月29日開催の第98回定時株主総会の決議による取締役の報酬限度額（役員賞与及び使用人兼務取締役の使用人分給与、業績連動型株式報酬を除く）は、年額400百万円以内であります。また、2019年6月27日開催の第111回定時株主総会において、2019年度（第112期）から2023年度（第116期）までの5事業年度の間在任する取締役（社外取締役を除く。）に対する業績連動型株式報酬制度の導入を決議しており、当社が拠出する金銭の上限は合計400百万円、各取締役に付与されるポイント総数の上限は1事業年度あたり70,000ポイント（1ポイントが当社株式1株に相当します）であります。
4. 2006年6月29日開催の第98回定時株主総会の決議による監査役の報酬限度額は、年額45百万円以内であります。

【役員報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項】

(a) 取締役の報酬について

取締役会で制定した取締役報酬規程において、取締役の報酬は、取締役に相応しい人材の確保・維持、並びに業績と企業価値の向上への貢献意欲や士気を高めるインセンティブとして有効に機能し、報酬の水準は、役割・責任・業績に報いるに相応しいものとするを基本方針としております。

また、報酬の客観性・透明性を確保することなどを目的に、社外メンバー・社内メンバーで構成するアドバイザーズボード（以下「ボード」といいます。）を設置し、個別の支給額等を協議・決定しております。

具体的な報酬体系及び算定方法などは次のとおりです。

(i) 取締役の報酬体系を「月額報酬」と「賞与」、「株式報酬」により構成します。

なお、社外取締役の報酬は、独立性及び中立性を担保するため、「月額報酬」のうち「固定報酬」のみとします。

(ii) 「月額報酬」

- 代表取締役の役位、あるいは取締役で執行役員を兼務する場合の役位に応じた業務執行の役割・責任等に対する「固定報酬」と、以下詳述するとおり前連結会計年度のグループの連結業績指標に連動し個人別の会社への貢献度も加味し、「固定報酬」に加算されて毎月支給される「連結業績連動報酬」から構成されます。
- このうちの「固定報酬」の個別の支給額は、あらかじめ定めてある役位に応じた支給基準額(固定額)に基づき、ボードの諮問に対する答申を踏まえて、取締役会において決定されます。
- また、「連結業績連動報酬」の個別の支給額は、あらかじめ定めてある役位、前連結会計年度の連結売上高及び売上高当期純利益率に連動して比例的に増減することとなる支給基準額、並びに個人別の会社への貢献度(経営感覚、指導力、統率力の有無など)に基づき、ボードの諮問に対する答申を踏まえて、取締役会において決定されます。当社は、連結業績連動報酬に係る指標として連結売上高及び売上高当期純利益率を選択しておりますが、これらの指標が中期経営計画における2本の柱(「既存事業の磨き上げ」及び「新規事業の創出・育成」)の達成と密接に関連し、有用であると考えております。

(iii) 「賞与」

- 株主総会に付議する支給総額は、株主に対する配当の額に応じて一定の上限を設けるとともに、ボードの諮問に対する答申を踏まえて、取締役会において決定されます。
- 個別の支給額は、あらかじめ定めてある役位、前連結会計年度の連結売上高及び売上高当期純利益率に連動して比例的に増減することとなる支給基準額表に基づき、ボードの諮問に対する答申を踏まえて、取締役会において決定されます。これらの指標が有用であると考えていることは、上記(ii)の「連結業績連動報酬」と同様です。

(iv) 「株式報酬」

- 当社は、あらかじめ取締役会において定めた株式交付規程に基づき、各取締役に対してポイント(1ポイントが当社株式1株に相当します)を付与しますが、各取締役に付与されるポイントについては、役位及び中期経営計画における業績目標の達成度等に応じて連動する「業績連動部分」と、中期経営計画における業績目標の達成度等とは連動せずに役位に応じて定まる「固定部分」から構成されております。
- 当社は、株式報酬の「業績連動部分」に係る指標として連結売上高、売上高営業利益率及びROE(自己資本当期純利益率)を選択しておりますが、これらの指標を用いることによって取締役の報酬が当社の業績及び株式価値に連動することになるため、取締役に對する中長期的な業績の向上と企業価値の増大に向けたインセンティブの付与に資すると考えております。

(b) 監査役の報酬について

監査役の報酬は、独立性及び中立性を担保するため、固定報酬としての「基本報酬」のみとします。個別の支給額は、監査役の協議により決定されます。

(4) 社外役員に関する事項

① 他の法人の業務執行者及び社外役員等としての重要な兼職の状況

氏名	重要な兼職の状況	当社と当該他の法人等との関係
武井 敏一 (社外取締役)	金融広報中央委員会 会長	当社と金融広報中央委員会との間に、当社「社外役員の独立性判断基準」に基づき独立性がないと判断されるような取引関係はありません。
星長 清隆 (社外取締役)	学校法人藤田学園 理事長	当社と学校法人藤田学園との間に、当社「社外役員の独立性判断基準」に基づき独立性がないと判断されるような取引関係はありません。
田辺 邦子 (社外監査役)	田辺総合法律事務所 弁護士 パートナー	当社と田辺総合法律事務所との間に、当社「社外役員の独立性判断基準」に基づき独立性がないと判断されるような取引関係はありません。
松田 和雄 (社外監査役)	住友ベークライト(株) 社外取締役	当社と住友ベークライト(株)との間に、当社「社外役員の独立性判断基準」に基づき独立性がないと判断されるような取引関係はありません。

(注) 1. 松田和雄氏は、当社の取引先かつ大株主である(株)みずほ銀行に在籍しておりましたが、2003年5月に同氏が同行を退任してから既に10年超が経過いたしております。当社は(株)みずほ銀行との間で借入、預金等の取引があります。

2. 田辺邦子氏は、2019年6月19日にKDDI(株) 社外取締役を退任しております。

② 各社外役員の主な活動状況

地位	氏名	主な活動状況
取締役	武井 敏一	2019年度開催の、取締役会15回の全てに出席しております。 長年、日本銀行の業務執行及び統括管理を務められ、国際業務に精通しており、豊富な経験と幅広い見識をもとに、適宜発言を行っております。
取締役	星長 清隆	2019年度開催の、取締役会15回の全てに出席しております。 長年、病院及び大学の運営に携われ、組織運営に精通しており、豊富な経験と幅広い見識をもとに、適宜発言を行っております。
監査役	田辺 邦子	2019年度開催の、取締役会15回及び監査役会15回の全てに出席しております。 弁護士としての豊富な経験に基づき、主に企業法務に精通した専門的見地から適宜発言を行っております。
監査役	松田 和雄	2019年度開催の、取締役会15回及び監査役会15回の全てに出席しております。 長年、銀行や証券会社で培ってきた財務及び国際業務等に精通しており、また製造会社の経営に携わった知識、経験を活かし、企業経営の会計及び業務執行を統治する十分な見識を有しており、広範な見地から適宜発言を行っております。

(5) その他会社役員に関する重要な事項

【経営陣幹部の選解任と取締役・監査役の指名を行うにあたっての方針及び手続】

当社では、取締役・監査役及び執行役員候補者の選任・指名については、社内規程に定める選任基準に基づき、業務経験、経営感覚、指導力、統率力、人格、倫理観、健康等を考慮し、取締役会において協議し決定しております。ただし、監査役候補者の指名にあたっては、事前に監査役会の同意を得た上でっております。

また、取締役・監査役及び執行役員の解任についても、社内規程に定める解任基準に基づき、これらの者の言動による当社の信用や企業価値の毀損程度、上記選任基準への抵触程度等を考慮し、取締役会において決定することとしております。

【取締役・監査役候補者の指名・選解任について】

候補者の選任にあたっては、取締役候補者として経営感覚・指導力・統率力に優れていることや、役員に相応しい人格や意見等を有することなどを総合的に勘案したうえで、取締役候補者についてはアドバイザリーボードの諮問に対する答申を受け、取締役会において指名理由の説明を行ったうえで候補者の選任決議をしております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 責任限定契約に関する事項

該当事項はありません。

(3) 監査公認会計士等に対する報酬の内容

	支払額
当事業年度に係る監査証明業務に基づく報酬等の額	92百万円
当社及び当社子会社が監査公認会計士等に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	115百万円

- (注) 1. 監査証明業務に基づく報酬には、金融商品取引法に基づく訂正報告書に関する財務諸表等の監査報酬 34百万円、及び英文財務諸表に関する 2 百万円を含んでおります。
2. 当社の海外子会社につきましては、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査を受けております。
3. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬の額にはこれらの合計額を記載しております。
4. 監査役会は、当該事業年度の報酬について、会計監査人から事前に説明を受けた監査計画、監査内容やそれに伴う報酬の見積りの算定根拠等を確認し、また、前事業年度の見積りと実績の差異の分析結果などを総合的に検討した結果、妥当と判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 非監査業務の内容

当社は監査公認会計士等に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務(非監査業務)である収益認識に関する会計基準適用のためのアドバイザー業務を委託し、1百万円を支払っております。また、連結子会社における非監査業務の該当はありません。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社の会計監査人の解任又は不再任の決定の方針は、以下のとおりであります。

- ① 会社法第340条第1項各号に定める場合のほか、会計監査人の監査能力、信用力、監査報酬、継続監査年数等を総合的に勘案し、会計監査人の解任又は不再任が必要と判断された場合、監査役会は会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定します。
- ② 会社法第340条第1項各号に定める場合が発生し、かつ、株主総会を開催して会計監査人を解任することが適当でない程の緊急性がある場合、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役が、解任後最初に招集される株主総会において、解任の旨及びその理由を報告します。
- ③ 監査役会は、会計監査人の解任又は不再任に際しては、できる限り早期に新たな会計監査人候補に関する情報収集及び審議を行うものとし、会社法第340条第1項、第4項に基づき会計監査人を解任した場合には解任後最初に招集される株主総会までに、会計監査人の解任又は不再任の議案が株主総会に提出される場合には当該株主総会までに、会社法第344条第1項、第3項に基づき、その監査能力、信用力、監査報酬等を総合的に勘案した上で、新たな会計監査人の選任に関する議案の内容を決定します。

(6) 会計監査人の選定方針と理由

監査役会は、監査役会で決定した「会計監査人の解任又は不再任の決定の方針」、及び日本監査役協会公表の「会計監査人の評価基準策定に関する実務指針」の14項目を参考にした「評価基準」に基づき、経営執行部門からの意見聴取及び会計監査人からの報告聴取を行った上で、会計監査人の品質管理体制、監査チームの独立性、監査報酬等の水準及び監査役・経営者・内部監査部門とのコミュニケーションの状況等を総合的に評価することによって、会計監査人を選定しております。

監査役会は、有限責任監査法人トーマツに関しては、その品質管理体制、監査チームの独立性等の評価項目いずれについても問題がないため、2020年度についても当社の会計監査人として選定することが適切であると考えております。

(7) 監査役及び監査役会による会計監査人の評価

当社の監査役及び監査役会は、会計監査人に対して評価を行っております。会計監査人が監査品質を維持し適切に監査しているかを評価するために、「(6) 会計監査人の選定方針と理由」記載のとおり、予め設定している「評価基準」に基づき総合的な評価を行っております。

当社の監査役及び監査役会は、有限責任監査法人トーマツについては、実効的な経営機関を設け、組織的な監督・評価機関が有効であること、職業倫理の遵守及び監査チームの独立性、監査報酬等の水準が合理的であること、また監査役や経営者及び内部監査部門とのコミュニケーションが円滑であること等から、監査品質を維持し適切に監査していることを確認・評価しております。

6. 株式会社の業務の適正を確保するための体制

当社の株式会社の業務の適正を確保するための体制は以下のとおりであります。

なお、当社の英国子会社である大同メタルヨーロッパLTD.において売掛金（約13億90百万円）が滞留していた事実が判明したことを受け、当社は、社内調査委員会の調査結果等に基づき、2020年2月17日付「組織変更及び人事異動に関するお知らせ」によりリリースいたしましたとおり、同年4月1日付でコンプライアンスセンターの新設等の組織変更を行いました。

変更前	変更後
経営・財務企画ユニット 総務センター 法務・コーポレートガバナンスグループ (法務機能・コーポレートガバナンス機能)	経営・財務企画ユニット 総務センター 法務グループ (法務機能)
人事企画ユニット 人事企画センター コンプライアンスグループ (内部統制機能・コンプライアンス推進機能)	コンプライアンスセンター (コーポレートガバナンス機能・内部統制機能・コンプライアンス推進機能)

また、当社は、かかる組織変更等を踏まえて、2020年4月30日開催の取締役会において当社グループの業務の適正を確保する体制の見直しを行いました（下線部分が見直し箇所となります）。

(1) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 総務センターを取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制の責任部門とする。

- ② 総務センターは、「取締役会規則」、「取締役会細則」、「機密管理規程」を含む取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制を整備するものとし、当該情報の保存及び管理を担当する部門に必要な対応を指示することができる。
- ③ 前項が規定する取締役の職務の執行に係る情報とは、次のものを指す。
 - ア. 取締役会議事録、経営戦略会議議事録等
 - イ. 中期経営計画書、短期経営計画書等
 - ウ. 買収・出資等に関わる重要な契約書等
 - エ. その他、稟議書等の取締役会が指定した重要な情報

(2) 当社の損失の危険に関する規程その他の体制

- ① リスク管理委員会を当社の損失の危険に関する規程その他の体制の責任委員会とする。
- ② リスク管理委員会は「リスク管理規程」に従いリスクを適正に管理する体制を整備する。
- ③ リスク管理委員会は、経営上モニタリングを行うべきリスク項目を定めた上で、取締役会に報告をする。
- ④ リスク管理委員会は、リスク項目毎に低減対策の統括部署を定め、進捗管理を進めると共にリスクの管理状況（結果）について取締役会に報告する。
- ⑤ リスク管理委員会は、下部組織として情報管理部会を設置し、情報管理ガイドラインを制定すると共に、情報管理関連規程を整備する。

(3) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 経営企画センターを、当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の責任部門とする。
- ② 各所管部門は、当社の経営方針を踏まえ、中期経営計画、短期経営計画、設備投資計画、資金計画などの経営計画の策定及び経営資源の配分の立案を行う。
- ③ 各所管部門は、経営計画の進捗状況に関する各担当部門からの報告を取りまとめ、取締役会において報告する。
- ④ 経営企画センターは、効率的かつ適正な組織の構築や業務執行に資するよう、「組織規程」、「業務分掌規程」、「職務権限規程」等の諸規程を必要に応じ整備（制定・改訂）する。
- ⑤ 業務執行取締役は、自己の職務が効率的に行われていること及び適正な意思決定がなされていることを、取締役会に3か月に1回以上報告する。

(4) 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 企業行動倫理委員会を当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制の責任委員会とする。
- ② 企業行動倫理委員会は、社内規程等を遵守していく上での「行動憲章」「行動基準」を立案し、必要に応じて取締役会の承認を経てその内容を改訂する。
- ③ 企業行動倫理委員会は「行動基準運用管理規程」に基づいて、コンプライアンスに関する規程その他の重要事項の審議を行い、担当する部門に必要な対応を指示する。
- ④ 企業行動倫理委員会は、コンプライアンスセンターに指示して、コンプライアンス違反又はその疑いのある事案に関する情報を収集し、その原因の分析及び再発防止策の徹底を図ると共に、従業員に対するコンプライアンス教育・研修を定期的実施させ、コンプライアンスの意識の周知徹底を図る。
- ⑤ 企業行動倫理委員会は、コンプライアンスセンターからの報告を踏まえ、定期的にコンプライアンスの実現・向上のための取組み状況を取締役会及び監査役会に報告する。
- ⑥ 総務センターは、「行動基準」に掲載された「反社会的勢力に対する姿勢」に対して、企業の健全な活動に脅威を与える勢力・団体に毅然とした態度で対決すべく全社的な統括を行う。
- ⑦ 総務センターは、外部機関（関係する官公庁・団体・弁護士等）との連携を密にすると共に、反社会的勢力と疑われる団体等の情報収集に努め、社内展開と注意喚起を含めた一元管理を行う。

(5) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- ① コンプライアンスセンター及び経営企画センターを、当社グループにおける『内部統制システム』の責任部門とし、グループ会社に対しても『内部統制システム』の整備、運用を推進する。
- ② コンプライアンスセンターは、グループ会社におけるコンプライアンス体制が適正かつ有効に運用及び評価されるよう、グループ会社へ「行動憲章」「行動基準」を周知徹底すると共に、必要な規程・手順等の整備を推進する。
- ③ 経営企画センターは、当社及びグループ会社間における職務の効果性・効率性を確保するため、「関係会社管理規程」の見直しを適宜実施し、全グループ会社に周知徹底する。
- ④ 経営企画センターは、グループ会社それぞれの組織体制、業務執行状況及び財務状況等を把握すると共に、グループ会社に対しこれらの具体的な状況等について「月次報告書」等で毎月報告を行わせる。

- ⑤ リスク管理委員会は、グループ会社における損失の危険（リスク）の管理体制に関する方針を立案し、グループ会社はその方針に沿って規程を整備し運営する。また、グループ会社は活動状況について定期的に当社のリスク管理委員会に報告を行う。
- ⑥ 企業行動倫理委員会は、コンプライアンスセンターに指示して、グループ会社におけるコンプライアンス違反又はその疑いのある事案に関する情報を収集し、その原因の分析及び再発防止策の徹底を図ると共に、グループ会社の役職員に対するコンプライアンス教育の定期的な実施を推進する。
- ⑦ 企業行動倫理委員会は、コンプライアンスセンターからの報告を踏まえ、定期的にグループ会社それぞれのコンプライアンスの実現・向上のための取組み状況を当社の取締役会及び監査役会に報告する。
- ⑧ 各責任部門は、取締役会及び監査役会への定期報告の際に、グループ会社の『内部統制システム』の各体制の整備及び運用状況についても報告する。

(6) 当社の監査役補助使用人の設置、独立性及び指示の実効性を確保するための体制

- ① 経営企画センターを、監査役補助使用人の配置、独立性確保の体制の責任部門とする。
- ② 当社の監査役を日常的に補助すべき部門として取締役から独立した「監査役事務局」を設置する。
- ③ 「監査役事務局」を担当する従業員の人事異動及び人事考課については、監査役会は事前に報告を受け、必要な場合は人事担当役員に変更を申し入れることができる。
- ④ 「監査役事務局」を担当する従業員は専任とし、監査役からの指揮命令に基づき職務を遂行する。

(7) 当社グループの取締役等及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制

- ① コンプライアンスセンターチーフを、当社の監査役に報告するための体制の責任者とする。
- ② 当社の取締役等及び使用人は、法定事項に加え、次の事項に関し、発生した段階で速やかに、当社の監査役に報告する。
 - ア. 監査役が出席しない経営会議等で審議・報告された案件
 - イ. 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実
 - ウ. 監査センターが実施した当社グループの内部監査の結果
 - エ. 内部通報に関する通報等の状況及びその内容
 - オ. 上記のほか、当社の監査役会がその職務遂行上報告を受ける必要があると判断した事項

- ③ 「内部通報・報告相談規程」で社内及び社外の内部通報・報告相談窓口について規定し、内部通報体制の整備及び運用について当社の従業員へ周知徹底する。また、国内グループ会社の役職員に対しても社外の内部通報・報告相談窓口について周知を図ることにより、コンプライアンス違反又はその疑いのある事案に関する情報の収集に努める。
- ④ グループ会社の役職員又は当該役職員から報告を受けた者は、当社の監査役に監査役職務の執行に有用な情報を適宜報告する。
- ⑤ 内部通報に基づき違反行為等が明らかになった場合は、コンプライアンスセンターは「企業行動倫理委員会」において改善・是正措置及び再発防止策について実施状況を報告し、調査結果とあわせ、取締役会及び監査役会に報告する。
- ⑥ 当社は、当社の監査役に報告を行った従業員（グループ会社の役職員を含む）が当該報告のみを理由として、解雇その他いかなる不利益な取扱いを受けないことを保証する。

(8) その他当社の監査役が実効的に行われることを確保するための体制

- ① コンプライアンスセンターを監査役が実効的に行なわれることを確保するための体制の責任部門とする。
- ② 当社は、当社の監査役及び監査役会が、代表取締役と定期的な会合をもち、代表取締役の経営方針を確かめると共に、当社グループが対処すべき課題及び当社グループを取り巻くリスクのほか、監査役が実施する監査の環境の整備状況、監査上の重要課題等について意見を交換する体制を維持する。
- ③ 当社は、当社の監査役職務執行に必要な監査費用について、前払い又は請求後に所要額を支払うものとする。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関し、当社グループでは「情報管理ガイドライン」により基本的な考え方を示すと共に、取締役会議事録他の社内文書につきまして「文書管理規程」及び「機密管理規程」の定めに従い保存期間や管理方法を定めるなど、的確な保存管理の実現を図っております。損失の危険の管理につきましては、年間2回のリスク管理委員会を開催し、国内外の関係会社を含む当社グループ全体のリスクについて洗い出しを行い、リスク低減対策を講じ、その結果を取締役に報告しております。

また、取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するため、中期経営計画に基づき、年度経営方針、短期経営計画を作成し、それらを当社グループ全社に徹底させることにより効率的な業務執行の実現を目指し、部門長会議及び方針管理報告会において、その達成状況を検証いたしました。

さらに、取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、当社グループにおいてコンプライアンス違反又はその疑いのある事案が発生した場合に、当社に対して報告を行う体制を整備しており、報告を受けた内容は取りまとめの上、取締役会及び監査役に報告しております。なお、当社は、2018年12月の取締役会において「人権に関するガイドライン」の制定を決議し、当社ウェブサイトに掲載しております。

また、グループ会社から当社に対し予算、設備投資、リスク管理、コンプライアンス状況等の申請・報告を行う制度を整備しており、2019年度には国内グループの内部通報制度の見直し及びその運用状況を調査する等、グループ会社の内部管理体制の更なる強化を推進いたしました。

これらに加えて、大同メタルヨーロッパLTD.（以下「DME」といいます。）において売掛金が滞留していた事実を踏まえ、DMEにて経理担当者を新規で採用することにより現地スタッフの1人当たりの業務負荷を削減させると共に、当社従業員をDMEの経理担当役員（Finance Director）として新たに出向させる等、2名の経理財務部門の人的補強を実施いたしました。また、DMEにおける業務フローの見直しも並行して実施しており、売掛金の回収が未了となっている取引（未入金、過小入金等の取引）については月次の業務報告会を通じて社内でも共有する等、他部門（営業部門、出荷部門）も連携して売掛金の回収を促進していく体制を構築し内部牽制機能の強化を図りました。さらに、当社とDMEは、月次で売掛金滞留状況・回収状況に関するレビュー会議を開催すると共に、週次で特定の取引先に関わる課題・問題点を共有・協議するための会議も開催しており、DMEにおける顧客与信管理の適切な運営を実行しております。その他にも、グループ会社に対する外部監査人からの要改善指摘事項についてはコンプライアンスセンターが改善完了まで継続的にフォローするほか、その指摘事項及び改善内容を広く当社及びグループ会社との間で情報共有することによって、グループ会社全体に対するモニタリング体制の強化を実施いたしました。

8. 株式会社の支配に関する基本方針

(1) 基本方針の内容

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は以下のとおりであります。

当社は、中長期的な視野に立って、販売・生産・技術・新事業などの事業戦略を掲げ、安定的な発展と成長を目指しておりますが、企業を取り巻く環境は常に大きく変化しており、その短期的な経営判断は、将来に向けた持続的な成長を確実なものとするうえで極めて難しい舵取りを要求されます。

安定的な発展と成長を確実なものとし、持続的な企業価値の向上を図っていくため、2018年度から2023年度までの6カ年の中期経営計画として「Raise Up "Daido Spirit" ~Ambitious, Innovative, Challenging~」（“大同スピリット”を更なる高みに引き上げ、大きな飛躍を果たす～高い志、改革する意欲、挑戦する心～）をスタートしております。

そして、当社は、当社の顧客及び仕入先をはじめとする取引先、従業員及びその家族、地域住民その他のステークホルダーと協調しながら、短期的かつ急激な変化への柔軟な対応と、上記の中長期的な視野に立っての企業経営による持続的な成長を目指し、そのような持続的な成長によって得られる利益を株主の皆様に還元することが、短期的、一時的な利益を株主の皆様に配当するよりも、株主の共同の利益に資するものと確信しております。

したがって、当社は、当社の顧客、仕入先をはじめとする取引先、従業員及びその家族、地域住民などをはじめとして、上記の中長期的な視野に立っての企業経営による持続的な成長を支持してくださる方に、バランスよく株式を保有していただくことが望ましいと考えております。

(2) 基本方針の実現に資する取り組み

① 基本方針の実現に資する特別な取り組み

ア. 中長期的な視野に立っての企業経営による持続的な成長を実現するための当社の財産の有効な活用

- ・ 当社は、これまでも上記中長期的な視野に立った企業経営による持続的な成長を実現するために当社の財産を有効活用してまいりました。

- ・ 今後も、中長期的な視野に立った企業経営による持続的な成長を実現するためには、今後の市場動向、変化に対応した生産・販売・技術の拠点体制の整備、国内外の子会社の生産性向上など当社レベルまでへの引き上げ及び製品・設計・製造・生産・開発の各技術の世界トップレベルの維持が必要となることから、株主の皆様への利益配当とのバランスを考慮しつつも、積極的な新製品及び生産技術などの研究開発、モノづくり力のアップ、産・官・学による先端技術の活用及び導入、知的財産権での企業防衛などに有効かつ効率的に当社の財産を投資してまいる所存です。

イ. 従業員による株式保有の推進

- ・ 当社は、従業員持株会加入者に奨励金を支給すること等により、従業員による株式の保有を推進しております。
- ・ 当社は中期経営計画における業績目標の達成と当社の中長期的な企業価値向上を目指すにあたってのインセンティブの付与及び福利厚生増進を目的として2019年度に「信託型従業員持株インセンティブ・プラン (E-Ship®)」を導入しております。
- ・ 引き続き、従業員持株会拡充に向けた積極的な取り組みを実施してまいります。

ウ. 地域住民の当社に対する理解の促進

- ・ 当社は、主要事業所での親睦行事や地域住民の工場見学会などへの参加等地域住民との交流を行い、地域住民による当社への理解が深まるよう心がけております。

② 基本方針に反する株主による支配を防止するための取り組み

当社は、上記の基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されること（以下、「敵対的買収」といいます。）を防止するため、以下のように取り組んでまいります。

まずは、当社の資産を最大限有効活用しつつ、上記の中長期的な視野に立つての企業経営による持続的な成長を実現し、企業価値を増大させ、株主の皆様への適切な利益の還元を可能とするとともに、当社の企業価値の市場における評価の向上に結びつけるべく、積極的なIR活動に努めております。

その上で、継続的に実質株主を把握し、敵対的買収者が現れた場合には、当該敵対的買収者による買収目的の確認及び評価並びに当該敵対的買収者との交渉を社外の専門家の意見を聞きながら行い、当該敵対的買収者が当社の基本方針に照らして不適切と判断した場合には、適切な対抗手段を講じる考えであります。

また、敵対的買収者の出現に備えた事前の敵対的買収防衛策の導入につきましても、これを否定するものではなく、法令、関係機関の指針又は他社の動向も踏まえながら、株主共同の利益を確保しつつ、有効な方策を引き続き検討していく所存であります。

(3) 上記取り組みの妥当性に関する判断及びその理由

上記取り組みが基本方針に合致し、株主共同の利益を侵害せず、当社の役員の地位の維持を目的とするものではない適切なものであることは、その取り組みの態様から明らかであり、対抗手段や敵対的買収防衛策につきましても、基本方針に反する場合にのみ発動するものであることから、適切であることは明らかであると思料いたします。

9. 剰余金の配当等の決定の方針

当社は、株主の皆様へ、経営成績及び配当性向を考慮した適切な利益還元と、将来の事業展開、研究開発の拡充、経営基盤強化及び経営環境の変化などのための内部留保資金を総合的に勘案し、長期安定的な剰余金の配当水準を維持することを基本方針としております。

当社は、中間配当と期末配当の年2回、剰余金の配当を行うことを基本方針としており、これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については定款規定に従い取締役会であります。

当期の期末配当につきましては、基本方針に基づき、通期の連結業績などを総合的に勘案した結果、1株当たり15円といたしたいと存じます。

これにより、中間配当実績1株当たり20円（うち創立80周年記念配当5円）を加えた当期の年間配当は1株当たり35円となります。

なお、次期の配当につきましては、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大の影響により、先行きが不透明な状況が続いているため、現時点では未定であります。

10. その他株式会社の状況に関する重要な事項

当社のコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方及び基本方針については当社ウェブサイト掲載の「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」に記載しておりますので、当該報告書をご参照ください。

[\(https://www.daidometal.com/jp/investors/ir-library/governance/\)](https://www.daidometal.com/jp/investors/ir-library/governance/)

(注) 本事業報告に記載の金額、株式数、議決権の所有割合、持株比率は表示単位未満を切り捨てて、その他の比率は表示単位未満を四捨五入にて表示しております。

連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位:百万円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	78,781	流動負債	61,816
現金及び預金	22,475	支払手形及び買掛金	7,481
受取手形及び売掛金	23,625	電子記録債権	8,065
電子記録債権	2,304	短期借入金	27,644
商品及び製品	12,278	1年内返済予定の長期借入金	5,762
仕掛品	9,039	リース債権	2,087
原材料及び貯蔵品	6,889	未払法人税等	885
その他の金	2,613	賞与引当金	1,685
貸倒引当金	△445	役員賞与引当金	105
		製品補償引当金	185
		環境対策引当金	50
		営業外電子記録債権	809
		その他	7,053
固定資産	80,758	固定負債	33,554
有形固定資産	60,974	長期借入金	21,889
建物及び構築物	15,822	リース債権	2,303
機械装置及び運搬具	24,628	繰延税金負債	1,680
土地	10,405	株式給付引当金	8
リース資産	4,819	役員株式給付引当金	16
建設仮勘定	4,393	債務保証損失引当金	186
その他	905	退職給付に係る負債	6,967
		資産除去債務	17
		その他	0
			483
無形固定資産	12,317	負債合計	95,370
のれん	6,193	純資産の部	
リース資産	46	株主資本	58,204
その他	6,077	資本	8,413
		資本剰余金	13,114
		利益剰余金	37,693
		自己株式	△1,016
投資その他の資産	7,465	その他の包括利益累計額	△2,216
投資有価証券	4,064	その他有価証券評価差額金	361
長期貸付金	230	為替換算調整勘定	△654
退職給付に係る資産	365	退職給付に係る調整累計額	△1,922
繰延税金資産	1,794	非支配株主持分	8,180
その他の金	1,067	純資産合計	64,168
貸倒引当金	△56	負債純資産合計	159,539
資産合計	159,539		

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連 結 損 益 計 算 書

(自 2019年 4月 1日)
(至 2020年 3月 31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
売 上 高		100,159
売 上 原 価		74,702
売 上 総 利 益		25,456
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		21,287
営 業 利 益		4,168
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 受 取 配 当 金	188	
為 替 差 益	38	
負 の の れ ん 償 却 額	0	
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	146	
そ の 他	447	821
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	869	
そ の 他	460	1,330
経 常 利 益		3,660
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	3,909	3,909
特 別 損 失		
減 損 損 失	2,051	
債 務 保 証 損 失 引 当 金 繰 入 額	186	2,237
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		5,331
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,855	
法 人 税 等 調 整 額	935	2,790
当 期 純 利 益		2,540
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 損 失		199
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		2,740

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位:百万円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	35,591	流動負債	29,762
現金及び預金	5,017	買掛金	5,325
受取手形	329	短期借入金	9,388
売掛金	16,757	1年内返済予定の長期借入金	6,046
商品及び製品	2,216	リース負債	3,531
仕入材料及び貯蔵品	2,093	未払消費税等	329
前払費用	3,333	未払法人税等	1,828
前払短期貸付金	1,902	前受り	890
関係会社の短期貸入金	139	前受り引当金	430
未償還の引当金	1,519	役員報酬引当金	0
	2,195	役員賞与引当金	77
	85	役員退職慰労引当金	39
	△0	役員海外電子の引当金	1,043
		その他引当金	105
固定資産	69,587	固定負債	24,253
有形固定資産	21,473	長期借入金	17,090
建物	8,231	繰上り引当金	1,853
構築物	592	退職給付引当金	285
機械及び装置	4,929	退職給付引当金	4,114
運搬及び備品	8	役員債権引当金	8
工具器具及び備品	204	役員債権引当金	16
土地	4,595	役員債権引当金	529
建物	2,436	役員債権引当金	1
建設仮勘定	474	役員債権引当金	352
		その他引当金	1
無形固定資産	2,482	負債合計	54,016
ソフトウェア	692		
リース資産	9		
その他	13		
	1,766		
投資その他の資産	45,630	株主資本	50,833
投資関係会社	1,169	資本金	8,413
関係会社	31,654	資本剰余金	12,238
従業員に対する長期貸付金	8,937	資本剰余金のうち準備金	8,789
破産更生の費用	2,266	利益剰余金	3,449
前払費用	21	利益剰余金のうち準備金	743
前払費用	2	利益剰余金のうち準備金	4,451
前払費用	18	利益剰余金のうち準備金	21,000
前払費用	2,509	利益剰余金のうち準備金	5,003
前払費用	727	利益剰余金のうち準備金	△1,016
前払費用	△1,676	自己株式	328
		評価・換算差額等	328
		その他有価証券評価差額金	328
資産合計	105,178	純資産合計	51,162
		負債純資産合計	105,178

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(自 2019年4月1日
至 2020年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		62,860
売上原価		50,478
売上総利益		12,381
販売費及び一般管理費		10,949
営業利益		1,432
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	1,264	
その他	297	1,562
営業外費用		
支払利息	141	
為替差損	71	
その他	128	341
経常利益		2,653
特別利益		
固定資産売却益	3,909	3,909
特別損失		
関係会社出資金評価損	397	
債務保証損失引当金繰入額	631	1,028
税引前当期純利益		5,534
法人税、住民税及び事業税	577	
法人税等調整額	1,050	1,628
当期純利益		3,905

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月26日

大同メタル工業株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

名古屋事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 奥田真樹[Ⓔ]

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 後藤泰彦[Ⓔ]

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、大同メタル工業株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大同メタル工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

誤謬の訂正に関する注記に記載されているとおり、会社は当連結会計年度において過年度の誤謬の訂正を行い、期首の利益剰余金等を修正している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月26日

大同メタル工業株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

名古屋事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 奥田 真樹[Ⓔ]指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 後藤 泰彦[Ⓔ]

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、大同メタル工業株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第112期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

誤謬の訂正に関する注記に記載されているとおり、会社は当事業年度において、過年度の誤謬の訂正を行い、期首の繰越利益剰余金を修正している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、大同メタル工業株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第112期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役の作成した監査報告書に基づき審議の上、本監査報告書を作成いたしましたので、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査方針、監査計画を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査方針、監査計画に従い、取締役、監査センターその他使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な各部門において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、主要な子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその整備及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号口の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会等）に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
なお、事業報告に記載のとおり、英国の連結子会社である大同メタルヨーロッパLTD.において会計処理の誤謬により売掛金が滞留していた事実が判明したことを受け、監査役全員を主要メンバーとした社内調査委員会が当該売掛金の滞留理由を含む事実関係等の調査及び再発防止策の提言を行いました。当社は、当該提言を踏まえて経理財務部門の人的補強や業務フロー及びその経理処理プロセスの遵守徹底化等の各種再発防止策に取り組んでいるところ、監査役会としても、これらの再発防止策の取組状況及びその実効性の確保に留意した監査を行ってまいります。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社社員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月27日

大同メタル工業株式会社 監査役会

常勤監査役 玉谷昌明 ㊟

社外監査役 田辺邦子 ㊟

社外監査役 松田和雄 ㊟

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

当社は、株主の皆様へ、経営成績及び配当性向を考慮した適切な利益還元と、将来の事業展開、研究開発の拡充、経営基盤強化及び経営環境の変化などのための内部留保資金を総合的に勘案し、長期安定的な剰余金の配当水準を維持することを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、上記基本方針に基づき、通期の連結業績などを総合的に勘案した結果、1株当たり15円といたしたいと存じます。

これにより、中間配当実績1株当たり20円（うち創立80周年記念配当5円）を加えた当期の年間配当は1株当たり35円となります。

期末配当に関する事項

(1)配当財産の種類

金銭

(2)株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株当たり 金15円

配当総額 712,794,300円

(3)剰余金の配当が効力を生じる日

2020年6月29日

第2号議案 取締役8名選任の件

本總會終結の時をもって、取締役8名全員は任期満了となります。

つきましては、取締役8名の選任をお願いするものであります。

なお、取締役候補者の指名につきましては、本招集ご通知27頁記載の【経営陣幹部の選解任と取締役・監査役の指名を行うにあたっての方針及び手続】に基づき行っております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	候補者の有する当社の株式数
①	<p>はんじ せいご 判 治 誠 吾 (1942年1月2日生)</p> <p style="text-align: center;">再任</p> <p>【取締役会出席状況】 15回中15回出席</p>	<p>1965年4月 当社入社 1993年6月 当社取締役 第3事業部副事業部長 1994年4月 当社取締役 第1事業部長 1995年6月 当社代表取締役社長 2005年6月 当社代表取締役社長 兼 最高経営責任者 2007年6月 当社代表取締役会長 兼 最高経営責任者(現任) 2008年5月 一般社団法人日本自動車部品工業会 本部理事 副会長及び同中部支部 支部長 2010年6月 (株)ニチレイ 社外取締役 2018年5月 一般社団法人日本自動車部品工業会 本部理事 (現任)</p> <p>〔重要な兼職の状況〕 一般社団法人日本自動車部品工業会 本部理事</p>	147,190株
<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>判治誠吾氏は、長年に亘り当社グループ全体の経営を担い企業価値向上を牽引しており、豊富な企業経営の経験と強力なリーダーシップに裏付けられた決断力・実行力を有しております。今後も引き続き当社グループの持続的な成長に貢献できると判断し、取締役候補者といたしました。</p>			

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	候補者の有する当社の株式数
②	かしま こうたろう 榎山 恒太郎 (1947年3月28日生) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> 【取締役会出席状況】 15回中15回出席	1971年4月 当社入社 2003年6月 当社取締役 第3カンパニープレジデント 2005年4月 当社取締役 第1カンパニープレジデント 2005年7月 当社取締役 兼 執行役員 第1カンパニープレジデント 2007年6月 当社取締役常務 兼 執行役員 第1カンパニープレジデント 2007年7月 当社取締役常務 兼 上席執行役員 第1カンパニープレジデント 2009年6月 同 サバイバル計画推進本部長 2010年6月 当社取締役専務 兼 上席執行役員 サバイバル計画推進本部長 兼 大同プレーンベアリング(株) 代表取締役社長 2011年4月 同 グローバル戦略本部長 兼 技術ユニット長 兼 大同プレーンベアリング(株) 代表取締役社長 2011年6月 当社代表取締役社長 兼 最高執行責任者 グローバル戦略本部長 兼 技術ユニット長 2012年4月 当社代表取締役社長 兼 最高執行責任者(現任)	103,317株
【取締役候補者とした理由】 榎山恒太郎氏は、当社における幅広い領域で責任者を歴任し当社の事業全般に関し深い見識を有しております。その豊富な経験と知見をもとにした迅速かつ適切な経営判断により、今後も引き続き当社グループの中期経営計画を強力に推進し持続的な企業価値向上に資するものと判断し、取締役候補者いたしました。			

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 並びに重要な兼職の状況	候補者の 有する当社 の株式数
③	ささき としゆき 佐々木 利 行 (1950年12月7日生) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> 【取締役会出席状況】 15回中15回出席	1974年4月 (株)東海銀行入行 1997年4月 同行 台北支店長 2001年3月 同行 米州支配人 兼 ニューヨーク支店長 兼 ケイマン支店長 兼 シカゴ事務所長 2002年6月 (株)U F J 銀行 豊田法人営業部長 兼 豊田支店長 2003年10月 当社出向 2004年4月 当社入社 経営企画室 海外企画センターチーフ 2005年4月 当社経営企画室 経営企画センターチーフ 2005年6月 当社取締役 経営企画室 経営企画センターチーフ 2005年7月 当社取締役 兼 執行役員 経営企画室経営企画センターチーフ 2007年6月 同 経営企画室長 2008年7月 当社取締役 兼 上席執行役員 経営企画ユニット長 2010年6月 当社取締役常務 兼 上席執行役員 経営・財務企画ユニット長 2011年6月 同 経営・財務企画ユニット長 兼 人事企画ユ ニット長 2015年4月 同 経営・財務企画ユニット長 兼 大同メタル 佐賀(株)代表取締役社長(非常勤) 2015年7月 当社取締役 兼 常務執行役員 経営・財務企画ユニット長 兼 大同メタル佐賀 (株)代表取締役社長(非常勤) 2016年7月 当社取締役 兼 専務執行役員 業務改革推進室長 兼 大同メタル佐賀(株)代表取 締役社長(非常勤) 2017年10月 同 業務改革・ICTユニット長 兼 業務改革 推進室長 2019年4月 同 業務改革・ICTユニット長 兼 業務改革 推進室長 兼 犬山事業所長 (現任)	79,627株
【取締役候補者とした理由】 佐々木利行氏は、金融機関における豊富な国際経験で培われたグローバルな事業経営に関する高度な見識を有しております。2005年からは当社の取締役として当社事業のグローバル展開に大きく貢献しており、今後も引き続き業務の改善・効率化を推進することにより当社グループの持続的な成長の基盤づくりに貢献できると判断し、取締役候補者いたしました。			

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	候補者の有する当社の株式数
④	<p>いかわ まさき 井川 雅 樹 (1950年12月12日生)</p> <p style="text-align: center;">再任</p> <p>【取締役会出席状況】 15回中15回出席</p>	<p>1973年4月 当社入社 2008年7月 当社執行役員 大同メタルベルフォンテンLLC（米国）社長 2009年10月 同 経営企画ユニット 経営企画センターチーフ 2010年4月 同 バイメタル製造所長 2011年4月 同 品質企画センターチーフ 2011年7月 当社上席執行役員 品質企画センターチーフ 兼 犬山事業所長 2012年4月 同 人事企画ユニット長 兼 犬山事業所長 2012年6月 当社取締役 兼 上席執行役員 人事企画ユニット長 兼 犬山事業所長 2015年7月 当社取締役 兼 常務執行役員 人事企画ユニット長 2017年7月 当社取締役 兼 専務執行役員 人事企画ユニット長（現任）</p>	46,280株
<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>井川雅樹氏は、国際経験に加え、品質分野における豊富な業務経験を有しております。2012年からは人事担当取締役として当社における人事戦略の構築及び推進を担っており、今後も引き続きグローバル人事戦略の推進を通じ更なる企業価値の向上に資するものと判断し、取締役候補者といたしました。</p>			

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 並びに重要な兼職の状況	候補者の 有する当社 の株式数
⑤	みよもとゆき 三代元之 (1955年9月8日生) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> 【取締役会出席状況】 12回中12回出席	1979年4月 ㈱富士銀行入行 1988年12月 同行 サンフランシスコ支店課長 1995年4月 同行 国際審査部次長 1998年10月 同行 ロンドン支店副支店長 2000年9月 同行 国際部参事役 2002年4月 ㈱みずほコーポレート銀行 シンガポール支店 参事役 2004年9月 同行 アジア業務管理部参事役 (香港駐在) 2007年3月 同行 国際管理部参事役 2008年9月 当社入社 2008年10月 大同メタルロシアLLC 副社長 2011年7月 当社執行役員 大同メタルロシアLLC 副社長 2015年7月 当社上席執行役員 大同メタルロシアLLC 副社長 2018年7月 当社常務執行役員 大同メタルロシアLLC 副社長 2019年4月 同 経営・財務企画ユニット長 2019年6月 当社取締役 兼 常務執行役員 経営・財務企画ユニット長 (現任)	3,772株
【取締役候補者とした理由】 三代元之氏は、金融機関における豊富な国際経験を有しており、当社入社後もロシアでの事業拡大に大きく貢献しております。今後も、海外拠点での長年に亘る経営経験によって培われた卓越した知見及び迅速果断な判断力が当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上に資するものと判断し、取締役候補者いたしました。			
⑥	さとう よしあき 佐藤 善昭 (1956年12月19日生) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> 【取締役会出席状況】 12回中12回出席	1979年4月 当社入社 2005年7月 当社執行役員 バイメタル製造所長 2009年4月 同 第3カンパニープレジデント 2010年4月 同 大同メタルチェコス.r.o. 社長 2012年4月 同 技術ユニット長 2014年7月 当社上席執行役員 技術ユニット長 2017年4月 同 第1カンパニープレジデント 2018年7月 当社常務執行役員 第1カンパニープレジデント 2019年6月 当社取締役 兼 常務執行役員 第1カンパニープレジデント (現任)	34,226株
【取締役候補者とした理由】 佐藤善昭氏は、長年に亘り当社の生産・技術領域に携わり、材料開発及び生産技術を始めとする軸受製造に係る幅広い見識に加え、海外拠点での経営経験を有しております。当社の技術に精通した者としての経営判断に関与いただくことが当社におけるコアテクノロジーの更なる発展と新規事業の創出に繋がり、ひいては当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上に資するものと判断し、取締役候補者いたしました。			

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	候補者の有する当社の株式数
⑦	<p>たけい としかず 武井 敏一 (1953年9月22日生)</p> <p>再任</p> <p>社外</p> <p>独立役員</p> <p>【取締役会出席状況】 15回中15回出席</p>	<p>1976年4月 日本銀行入行 1989年7月 同行 名古屋支店調査役 1991年11月 同行 秘書室兼政策委員会室調査役 1994年6月 同行 ロンドン事務所次長 1998年4月 同行 政策委員会室国会渉外課長 1999年5月 同行 松山支店長 2002年2月 同行 秘書役 2003年7月 同行 国会・広報総括審議役 2005年7月 同行 名古屋支店長 2006年7月 同行 欧州統括役（在ロンドン） 2008年6月 同行 退職 2008年7月 アクセンチュア(株)特別顧問 2012年10月 公益財団法人国際金融情報センター 常務理事 2015年6月 当社社外取締役(現任) 2019年4月 金融広報中央委員会 会長（現任）</p> <p>〔重要な兼職の状況〕 金融広報中央委員会 会長</p>	7,225株
<p>【社外取締役候補者とした理由】</p> <p>武井敏一氏は、長年に亘り日本銀行の業務執行及び統括管理を務められており、国際業務に精通し、かつ豊富な経験と幅広い見識を有しております。かかる経験と見識をもとに、今後も引き続き当社の経営を監督・監視していただくため、社外取締役候補者いたしました。</p> <p>なお、同氏は過去に会社の経営に関与されたことはありませんが、上記の理由により、当社の社外取締役としての職務を適切に遂行していただけると判断いたしました。また、当社と同氏の重要な兼職先である金融広報中央委員会との間には取引関係はありません。</p>			

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 並びに重要な兼職の状況	候補者の 有する当社 の株式数
⑧	ほしなが きよたか 星長 清隆 (1950年11月15日生) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">社外</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">独立役員</div> 【取締役会出席状況】 15回中15回出席	1975年4月 慶應義塾大学医学部泌尿器科学教室 入局 1994年8月 藤田保健衛生大学（現 藤田医科大学）医学部 泌尿器科 助教授 2000年4月 同 教授 2006年2月 藤田保健衛生大学病院（現 藤田医科大学病院） 副院長 2009年2月 同 病院長 2013年4月 学校法人藤田学園 専務理事 2014年4月 藤田保健衛生大学（現 藤田医科大学） 学長 2016年6月 当社社外取締役（現任） 2018年10月 学校法人藤田学園 理事長（現任） 【重要な兼職の状況】 学校法人藤田学園 理事長	4,784株
【社外取締役候補者とした理由】 星長清隆氏は、大学教授を務められた後、病院院長及び大学学長を歴任されるなど、病院及び大学の組織運営者としての豊富な知識と経験を有しております。かかる知識と経験をもとに、今後も引き続き当社の経営を監督・監視していただくため、社外取締役候補者となりました。 なお、同氏は過去に会社の経営に関与されたことはありませんが、上記の理由により、当社の社外取締役としての職務を適切に遂行していただけると判断いたしました。また、当社と同氏の重要な兼職先である学校法人藤田学園との間には取引関係はありません。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間にはいずれも特別の利害関係はありません。
2. 各候補者の管掌につきましては、本招集ご通知22頁から23頁の「4.会社役員に関する事項、(1)取締役及び監査役の状況」をご参照願います。
3. 武井敏一氏及び星長清隆氏は社外取締役候補者であります。
4. 取締役会の出席回数異なるのは、就任時期の違いによるものです。
5. 責任限定契約について
 武井敏一氏及び星長清隆氏は、当社との間で責任限定契約を締結しており、両氏が再任された場合は、責任限定契約を継続する予定であります。
 なお、その契約内容の概要は次のとおりとなります。
 ・非業務執行取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、法令の定める額（会社法第425条第1項に定める最低責任限度額）を限度として、その責任を負う。
 ・上記の責任限定が認められるのは、当該非業務執行取締役が会社法第423条第1項の責任につき善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。
6. 当社は武井敏一氏及び星長清隆氏を、(株)東京証券取引所及び(株)名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。両氏が再任された場合には、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。
7. 武井敏一氏が当社の社外取締役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって5年であります。星長清隆氏が当社の社外取締役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって4年であります。

【社外役員の独立性判断基準】

当社は、(株)東京証券取引所の独立役員制度における独立性判断基準を参考に、より厳しい当社独自の独立性判断基準を設けており、原則として、当該基準により独立性が認められる方を独立社外取締役、または独立社外監査役として届け出をしております。詳細につきましては、下記の【大同メタル工業株式会社 社外役員の独立性判断基準】をご参照願います。

【大同メタル工業株式会社 社外役員の独立性判断基準】

(2015年10月28日制定)

以下の項目のいずれかに該当する場合、独立性が無いと判断する。

- (1) 会社関係者
現在および過去10年以内に大同グループに勤務した者。
- (2) 主要仕入先関係者
現在、および直近3事業年度のいずれかにおいて、当社の主要な（年間10億円以上の取引がある）仕入先、およびそのグループ会社の役員または使用人であった者。
- (3) 主要取引先関係者
現在、および直近3事業年度のいずれかにおいて、当社の主要な（年間10億円以上の取引がある）取引先の役員または使用人であった者。
- (4) 金融機関関係者
 - ① 現在、当社との間に10億円以上の預金または借入のある金融機関に、直近3事業年度において役員および使用人として在籍していた者。
 - ② 現在、当社の幹事証券会社である会社に直近3事業年度において役員および使用人として在籍していた者。
- (5) 専門的なサービスを提供する関係者
現在、および直近3年以内に、当社の顧問弁護士（弁護士事務所）、担当会計監査法人、その他、税理士、弁理士、司法書士、経営・財務・技術・マーケティングに関するコンサルタントとして、当社から年間2,000万円以上の報酬を受領した者。
- (6) 寄付または助成を行っている関係者
当年度および直近3事業年度において、当社が一定の金額（年間100万円または当該組織の平均年間総費用の30%のいずれか大きい額）を超える寄付または助成を行っている組織（公益財団法人、公益社団法人、非営利法人等）の代表者および業務執行者。
- (7) 近親者
現在および過去5年以内に大同グループに勤務した者の近親者（配偶者、親、子、兄弟姉妹、祖父母、孫、同居の親族）。または、上記(2)～(5)に該当する者の近親者。
- (8) 重任、再任者
上記(1)～(7)に該当することなく、当社の社外取締役として10年間を超える期間の職務遂行を行った者。監査役は3期12年を超えての再任する者。

以上

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。本決議の効力は次期定時株主総会開始の時までであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況	候補者の 有する当社 の株式数
いしわた のぶゆき 石渡 信行 (1945年7月12日生) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">補欠</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">社外</div>	1971年4月 等松・青木監査法人（現 有限責任監査法人トーマツ） 入社 1975年4月 公認会計士登録 1976年1月 税理士登録 1978年3月 等松・青木監査法人（現 有限責任監査法人トーマツ） 退社 1978年4月 公認会計士石渡信行会計事務所 開業 1988年4月 清新監査法人（現 Moore至誠監査法人）設立 代表社員に就任（現任） 1999年8月 アデコ(株) 社外監査役（現任） 2003年7月 清新税理士法人（現 Moore至誠税理士法人）設立 代表社員に就任（現任） 〔重要な兼職の状況〕 Moore至誠監査法人 代表社員 Moore至誠税理士法人 代表社員 アデコ(株) 社外監査役	0株

【補欠の社外監査役候補者とした理由】

石渡信行氏は、公認会計士及び税理士として企業の実務に携わっており、公認会計士及び税理士として培われた豊富な会計・税務知識を有しております。監査役に就任された場合には、その豊富な会計・税務知識をもとに当社の経営を監査いただけると判断し、補欠監査役候補者いたしました。

なお、同氏は社外役員としての関与以外には過去に会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、当社の社外監査役としての職務を適切に遂行していただけると判断いたしました。また、当社と同氏の重要な兼職先であるMoore至誠監査法人、Moore至誠税理士法人及びアデコ株式会社との間には取引関係はありません。

(注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 補欠監査役候補者石渡信行氏は、社外監査役候補者です。

3. 責任限定契約について

石渡信行氏が監査役に選任され就任した場合には、当社は同氏と責任限定契約を締結する予定であります。

なお、その契約内容の概要は次のとおりとなります。

・監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、法令の定める額（会社法第425条第1項に定める最低責任限度額）を限度として、その責任を負う。

・上記の責任限定が認められるのは、当該監査役が会社法第423条第1項の責任につき善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

4. 当社は石渡信行氏が当社社外監査役に就任した場合には、同氏を(株)東京証券取引所及び(株)名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。

第4号議案 役員賞与支給の件

当期末時点の取締役6名（社外取締役2名を除く）に対し、当社所定の基準（本招集ご通知24頁から25頁ご参照）に基づき、当期の業績等を総合的に勘案し、賞与総額105,700,000円を支給したいと存じます。

なお、各取締役に対する金額は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

以 上

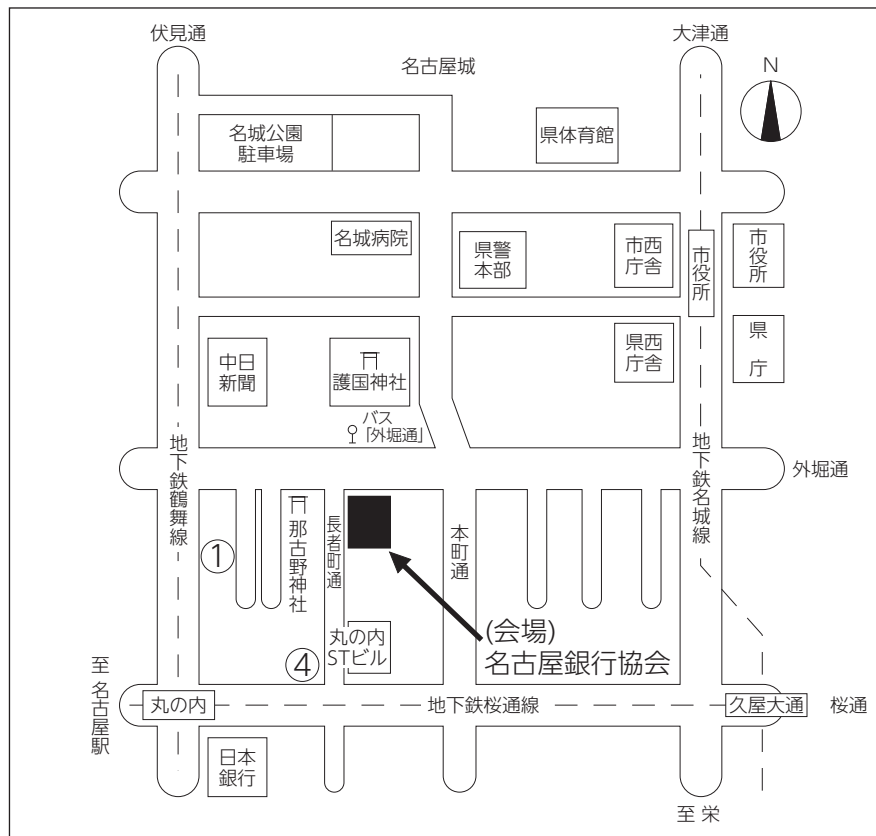
株主総会会場ご案内図

会 場 名古屋市中区丸の内二丁目4番2号

名古屋銀行協会 5階大ホール

交通機関 ●地下鉄 桜通線・鶴舞線「丸の内駅」①・④番出口より徒歩6分

●市バス 名古屋駅バスターミナルより「外堀通」下車すぐ



- ◎ 当日の受付開始時間は午前9時を予定いたしております。
- ◎ 駐車場のご用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 今後の状況により、株主総会会場の急な変更や開始時刻の繰り下げ等が生じる可能性もございます。最新の情報を当社ウェブサイトにてご確認くださいようお願いいたします。当社ウェブサイト：<https://www.daidometal.com/jp/>
- ◎ 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、本年はお土産の配布及び飲料のご提供は行いません。何卒、ご理解いただきますようお願い申し上げます。